

昭和二十五年大蔵省令第五十四号

資産再評価の基準の特例に関する省令

資産再評価法第三十三条から第三十五条までの規定に基き、資産再評価の基準の特例に関する省令を次のように定める。

(取得の時期の不明な資産)

第一条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)以下「法」という。第三十三条に規定する取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。但し、当該資産について第三号の規定による取得の時期が第二号の規定による取得の時期の前である場合においては、第一号又は第二号に掲げる時期をその取得の時期とみなさなければならない。

当該資産について最も古い記録がある時期左に掲げる年数を当該資産の取得の時期から基準日までの経過年数とみなした場合におけるその取得の時期

イ 固定資産の耐用年数等に関する省令(昭和二十六年大蔵省令第五十号)別表一又は別表四に掲げる資産については、その基準日以後の使用年数を見積り、その年数を二に掲げる資産については、その基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を口固定資産の耐用年数等に関する省令別表二に掲げる資産については、その基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を当該資産を新たに取得した場合においてこ

れにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数

三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期又はこれに類似する他の資産の價格

四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該資産の取得の時期と同一の時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額

五 当該資産の属する工場又は事業場において事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で当該資産の取得の時期と同一の時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期

六 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者の有する当該資産と同一種類の資産でその基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期

ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期

三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期又はこれに類似する他の資産の價格

四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該資産の取得の時期と同一の時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額

五 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の価額

六 当該資産の取得の時期から昭和二十七年十二月三十一日までの償却額の累計額がその期間における償却範囲額(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。以下

ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期

二 機械等の資産についてその型式が旧式となり、その能率が低下している場合

二 当該資産に表示されているその製作の時期

本当該資産の属する工場又は事業場の建設の時期

へ当該資産がその用に供されている事業の開始の時期

ト

当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

(取得価額の不明な資産)

ト

当該資産の取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。但し、前条第一号の規定により最も古い記録がある時期をその取得の時期とみなした資産についてその価額が当該記録に記載されている場合においては、第一号に掲げる金額をその取得価額とみなさなければならない。

一 当該資産について最も古い記録に記載された価額

ト

当該資産の取得価額とみなすことができる。但し、前条第一号の規定により最も古い記録があ

る時期をその取得の時期とみなした資産につ

いてその価額が当該記録に記載されている場合においては、第一号に掲げる金額をその取得価額とみなさなければならない。

同じ。の累計額に等しいか又はこれをこえ場合においては、左の算式により計算した金額(左の算式において「償却率」及び「n」とは法別表第一に規定する「償却率」及び「n」をいう。)当該償却額の累計額が当該償却範囲額の累計額に等しいときは、法別表第一に規定する「償却率」及び「n」を用いて、当該資産の昭和28年1月1日の直前ににおける帳簿価額/(1-償却率)n)と(当該資産の昭和28年1月1日の直前ににおける帳簿価額+当該超過金額)/(1-償却率)n)との

イ 当該償却額の累計額が当該償却範囲額の累計額をこえるときは、当該償却範囲額の累計額を(当該資産の昭和28年1月1日の直前ににおける帳簿価額+当該超過金額)/(1-償却率)n)と(当該償却範囲額の累計額をこえるときの帳簿価額+当該超過金額)/(1-償却率)n)との

イ 当該償却額の累計額が当該償却範囲額の累計額を(当該資産の昭和28年1月1日の直前ににおける帳簿価額+当該超過金額)/(1-償却率)n)と(当該償却範囲額の累計額をこえるときの帳簿価額+当該超過金額)/(1-償却率)n)との

三 機械等の資産について当該資産を使用して生産される製品が旧式となり、その使用価値が低下している場合

四 生産方式の変化その他の事情に因り、当該資産の属する事業設備が一体として旧式となり、その能率が低下している場合

五 当該資産がそのままの用途に使用されることができないため他の用途に使用され、その経済的価値が低下している場合

六 当該資産の所在する場所の状況の変化により算出される再評価額の限度額より明らかなに著しく低い場合

七 当該資産が遊休状態あり、その経済的価値が低下している場合

八 当該資産がその用に供されている事業の収益率が正常な経済状態においても著しく低く且つ、当該資産を他の事業の用に供することができる場合

九 当該資産の価格の上昇率が一般物価の上昇率に比して著しく低い場合

十 当該資産の取得価額がその取得の時期における一般物価水準に比して著しく高い場合

十一 その他当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十二 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十三 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十四 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十五 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十六 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十七 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合

十八 その他の当該資産の再評価日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに著しく低い場合